

平成 30 年 9 月 5 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03199

研究課題名(和文) 民事責任における加害者の責任能力

研究課題名(英文) The capacity of the tortfeasor in civil liability

研究代表者

榎見 由美子(kashimi, yumiko)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：20176829

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究によれば、不法行為責任の加害者が責任無能力者である場合に、損害賠償責任を免責する制度趣旨は、法命令の意味を理解できず、また自らの行為の結果を認識できない者、その多くが精神的にも経済的にも自立できない弱者に対して、その者の将来の成長や生活を著しく脅かすことのないように損害賠償責任を免除することにあると解釈する。そして、その趣旨からは加害者の賠償責任に関して、交通事故のように自賠責保険等による責任の補てんが可能であるか、加害者である被用者個人から賠償責任が使用者に転嫁される使用者責任の場合には、加害者の責任能力の有無を問うことなく、運行供用者及び使用者の免責が認められるべきではないとする。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to establish general rules governing tortious liability of the distracted persons (and his employer) in Japan C. C. §712 and §713. According to the provisions they are completely absolved from responsibilities, because their mental faculties are impaired, or non-existent, or they are infants below the age of discretion. The principle aims to protect them being unconscious or in a state of mental illness depriving him of all free will, against responsibility for any injury he had caused to the victim.

But I suggest that in several categories, the distracted person is liable for tortious damages. Especially in a traffic accident the first solution which we find here is that the tortfeasor is in a position to pay damages by indemnity insurance. And as the second solution, when the victim may be able to recover damages from a third party, for example the parents or of the distracted tortfeasor or his employer, he is absolved from liability in tort.

研究分野：民法

キーワード：責任能力 過失責任主義 不法行為責任

【1. 研究開始当初の背景】

最近頻発する交通事故において、運転者が病気等の原因で意識を失い運転不能となり、他の車両や歩行者を巻き込む事故や、企業の労働者が勤務中、病気等により意識を失い、その結果第三者に被害を与える事故が生じている。

しかし、民法713条によれば、責任無能力者は、当該加害行為による損害賠償責任を免除され、事故の被害者に対する法的救済は否定されることになる。(1) こうした責任無能力者の【責任否定主義】にかかわらず、前者の車両の運転者が病気等を原因として意識を失い、車両が制御不能となって死傷事故を発生させる事例では、下級審実務は、自賠法3条に基づき車両の運行供用者の賠償責任を認める判断をしているが、民法713条との関係では、その結論の正当性は十分な法的根拠を得られていない。他方で(2) 企業(使用者)の労働者(被用者)が事業の執行について責任無能力の状態に陥り、結果として第三者に損害を生じさせた場合には、判例は、715条の使用者責任の適用にあたって、加害者である被用者が責任無能力であったことを理由として、加害被用者の損害賠償責任はもとより、使用者責任の成立をも否定している。結果として、被害者は加害被用者及びその使用者からもその法的救済を否定されているのである。

こうした帰結は、従来、責任無能力者の保護の制度が過失責任主義と連動していること、そして、責任無能力者の保護が、紛争類型や加害者の賠償資力等の有無とは無関係に絶対的に制度化されてきたことによる(潮見佳男『不法行為法』396頁以下2009年参照)。しかし、現在では、上記の見解、責任無能力制度を過失概念との関係で理解することが学説においてすでに支配的な地位を失っていること、については、加害者の賠償資力の問題が、特定の領域で保

険制度の整備等によって、責任無能力者の賠償資力にのみ依存する必要がないこと等の現状にかんがみて、責任無能力者の賠償責任を絶対的に免除することに対して、再検討が必要となっている。

【2. 研究の目的】

本研究では、第一に責任無能力者制度について、民法の立法過程や、起草段階において参照された外国法を調査して、その制度的意義を確認した上で、責任無能力者が保護されるべき理由やこの制度の適用領域の限界を究明することを目的としている。

【3. 研究の方法】

(1) 本研究で最初に着手したのは、わが国における責任無能力者の賠償責任に関する712条、713条、そして、714条の起草過程における議論や現行法にいたる経緯を資料から辿ることであった。その際には、起草者が立法時に参照した当時の諸外国の立法例、特に責任無能力者の免責を原則的に認めるドイツ法やフランス法の状況と、責任無能力者の免責を原則的に認めない英米法の起草当時の状況を確認した。

(2) 次に、立法以降における責任無能力者制度の正当性の根拠についての学説の議論の状況を辿るとともに、責任無能力者の不法行為責任を免責する法的処理に関する裁判実務や学説の状況を時系列に従って整理した。そうした整理の中で、責任無能力者である加害者の賠償責任を免責することが問題となる紛争類型を抽出した。

(3) 問題となる紛争類型として採り上げたのは、加害運転者(自家用車の場合には運行供用者でもある)が責任無能力の状態に陥り、それによって自動車事故が発生した事例と、加害行為を行った被用者(責任無能力の状態にあった)に代わって、その使用者が賠償責任を負う事例で、被用者が責任能力者である場合に、715条の成立要件として、被用者の不法行為責任の成立が要件とされるために、被用者の責任無能力を理由として使

用者が免責される事例であった。

(4) 上記の二つの紛争類型に関する学説や裁判事例における法的処理の状況を整理した。この事例については、加害車両の運行供用者の免責を認めない現在の下級審裁判実務の法的処理の正当性を論証するために、責任無能力者制度の趣旨や自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)の立法趣旨の解明を行うとともに、比較法的な考察や、運行供用者の賠償資力に関する損害保険の果たす役割から実務の法的処理の正当化を論証した。なお参考としたドイツ法の状況については現地調査も行ったが、多くの知見は文献による事前調査によって確認できた。

この紛争事例については、学説の議論から抽出された責任無能力者の不法行為責任を免責する制度趣旨に照らし、無過失責任とされる使用者の免責を認めるべきではないとの提言を行った。

年次ごとの研究計画としては、1年目は(1)(2)を、2年目には(3)を、そして、3年目には(4)の作業となった。

ただ2年目に予定されていたドイツへの現地調査は、想定外の学内業務の負荷によって実現せず、3年目に延期せざるを得ず、協力研究者と共同で行うはずであった現地調査は単独で進めざるを得ず、研究計画の大幅な見直しを余儀なくされ、研究目的の達成は、学説や判例などの文献調査に依存せざるを得なくなった。

【4. 研究成果】

本研究によって、以下のような研究成果が得られた。

(1) 旧民法では、人は未成年であるか精神障がい者等であるかを問わず原則的には自己の不法行為責任を免れることはできないとされていたが、未成年者等が賠償責任を負う場合には、その者の監督義務者等(例えば、親権者、未成年後見人、使

用者)が、彼らとともに賠償責任を負うものとされ、賠償資力の点で被害者への救済措置が二重に講じられていた。しかし、現行法に修正される過程で、一方では責任無能力者の賠償責任を絶対的に免責する規定(712条・713条)を新設したにとどまり、責任無能力者に代わって被害者への賠償を保証する措置は、責任無能力者の監督義務者に対してのみ規定され(714条)、使用者が責任無能力である被用者に代わって賠償する措置は抜け落ちてしまったのである。

(2) 他方で、こうした責任無能力者の絶対的免責を認める法的根拠として、従来は、不法行為の帰責根拠である過失の理解から、不法行為の当時、損害回避に関する判断能力が未熟な者、又はそれを欠いている者に対して、不法行為責任を問うことはできないとされていた。しかし、最近では、法命令の意味を理解しえない者を、帰責主体として法的責任を追及し、精神的に未発達であり経済的にも自立していないために賠償資力においても弁済を期待できない者に対して賠償責任を課すことが、被害者の法的救済や損害賠償制度の理念に照らしても「弱者保護」に反するものと考えられるようになった。

(3) 問題は、責任無能力者による不法行為責任が問題となる事例で、上記の制度的根拠からは、責任無能力者が「弱者」として免責されることが正当化されるのはいかなる場合であるかである。先ず、この自動車事故における自賠法3条所定の運行供用者については、自動車事故の被害者の法的救済を主眼とする自賠法の立法趣旨、そして、自賠責保険や任意保険の締結に拠る運行供用者の賠償資力の補填によって、加害者運転手や運行供用者の責任無能力による免責は正当化されないと考える。この使用者責任については、責任無能力者である被用者個人の免責は肯定されるとしても、

事業者としての使用者の責任根拠は報償責任や危険責任の思想から導かれ、使用者の事業の執行について被用者が他者に与えた損害の賠償を保障することこそが、使用者責任における無過失責任を認める立法趣旨であること、さらに賠償責任によるリスクを、損害保険契約の締結や商品代価に転嫁することが、使用者にとっては可能であること等から、被用者が責任無能力であることを理由とする使用者の免責は認められないとの解釈論を提言した。

以上の研究成果を論文において公表するとともに、さらに加害者が賠償責任を負うことの根拠に関する考察を、被害者の過失相殺にまで展開し、その関連論文を公表した。

【5．主な発表論文等】

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

榎見由美子：「自賠法における責任無能力者の責任問題」交通法研究 42号 22 - 35 頁 (2014年)

〔学会発表〕(計1件)

榎見由美子：日本電気学会シンポジウム「自動運転の社会的需要のために(倫理的あるいは法的責任)」の報告(2017年3月15日)

『自動運転をめぐる法的責任』

〔図書〕(計2件)

榎見由美子：「被害者側の理論(事理弁識能力の論点を含む)」『実務 交通事故訴訟大系』675 - 706 頁(第3巻)(2017年)

榎見由美子：「不法行為における責任無能力者制度について」星野英一先生追悼論文集『日本民法学の新たな時代』715 - 758 頁 (2015年)

【6．研究組織】

(1)研究代表者

榎見 由美子 (KASHIMI yumiko)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：20176829

(2)研究分担者

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

福本 知行 (HUKUMOTO tomoyuki)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：80362010